

# 児童福祉司任用前講習会

ねらい	児童相談所における児童福祉司として業務を遂行していくにあたり必要な知識、技能等を習得し、特別区における児童家庭福祉行政を担う職員の専門性の向上を図るため、児童福祉法等関係法令に基づき実施する。 研修内容到達目標及びカリキュラム等については、厚生労働省が示す基準に基づく。												
申込条件	<p>(1) 児童福祉法第13条第3項第7号において定める者 社会福祉主事として2年以上相談援助業務に従事した者</p> <p>(2) 児童福祉法第13条第3項第8号、児童福祉法施行規則第6条第12号、同条第13号において定める者（下記のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①社会福祉主事たる資格を得た後に掲げる期間の合計が2年以上である者           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 社会福祉主事として相談援助業務に従事した期間</li> <li>ロ 児童相談所の所員として勤務した期間</li> </ul> </li> <li>②社会福祉主事たる資格を得た後3年以上相談援助業務に従事した者（①を除く）</li> </ul> <p>(3) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 【需要数 158名（指定講習会との合計）】</p>												
日 数	5日間必須、1日間任意（合計6日間）												
研修内容	厚生労働省が示す基準に基づく。												
日 程 研修 I D 通知期限	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>日程</th> <th>研修 I D</th> <th>通知期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>5月上～下旬</td> <td>2490101</td> <td>4月上旬</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>12月上～下旬</td> <td>2490102</td> <td>10月下旬</td> </tr> </tbody> </table>		日程	研修 I D	通知期限	第1回	5月上～下旬	2490101	4月上旬	第2回	12月上～下旬	2490102	10月下旬
	日程	研修 I D	通知期限										
第1回	5月上～下旬	2490101	4月上旬										
第2回	12月上～下旬	2490102	10月下旬										